

# 令和7年度 市長と語る市政懇談会 取組状況一覧表

<予算措置の分類>

○：予算措置あり（過年度を含む）、—：予算措置なし

<事業の実施状況の分類>

A：意見・質問等の趣旨に沿って実施したもの（一部実施を含む）、B：実現に向けて努力しているもの、C：当面は実現できないが検討課題として受けたもの、D：実現が極めて困難なもの・提言として受けたもの・現状の説明をしたもの

整理番号	地区名	意見・質問等 (題名)	意見・質問等 (内容)	市の回答	担当課	令和8年度時点の実施状況		
						予算措置	事業の実施状況	備考
1	一色南部・一色西部小	一色町開正地区における中学校選択制度導入について	<p>【要望】</p> <p>一色西部小校区の開正地区は、指定学校が一色中学校とされていますが、通学距離や通学時間がより短い寺津中学校へ通学できるよう「中学校選択制度」を導入してください。昨年11月に開催された「市長と語る市政懇談会」でこのことについて発言したとき、市長から「意見交換の場は作ったほうが良いだろうと思います。」と回答がありましたが、教育委員会で実施したという話は聞いていません。</p> <p>この件は、本来ならば、2011年の合併時に見直されるべき案件でした。通学に掛かる「時間」は、平等な財産でもありますので、一刻も早く制度の導入を目指す意見交換会を実施しませんか。</p> <p>来年度は中学校の制服が新しくなります。子どもたちの意思を尊重して、制服を「選択」できるようにしたことはとても有意義だと思います。自分が進学する中学校も「選択」できることに重きを置いて、時代に合った改革をお願いします。</p>	<p>昨年11月の「市長と語る市政懇談会」において、中学校区の見直しについて杉浦様からご要望をいただきました。今回ご要望をいただいた学校選択制につきましては、教育委員会ではこれまでも継続して導入しないこととしてきました。と言いますのは、学校選択制を導入した場合、各校の児童・生徒数の見通しが立ちにくく、年度ごとに大きく変わることが考えられます。その場合、教室が不足したり、適正な学校規模が維持できなくなったりする可能性があります。また、児童・生徒数が定まらなければ教職員の数が確定せず、教職員の配置にも支障を来します。施設面においても、計画的な施設整備が困難になります。これらの理由から、現在も、学校選択制を導入する予定はありません。</p> <p>なお、学校選択制ではありませんが、指定学校の変更という制度があります。この制度は、指定学校の変更を希望する方に対し、身体的理由や地理的理由など、それぞれの事情を伺ったうえで、指定学校変更等の許可基準に基づき、許可する制度です。原則として、通学距離が短いという地理的理由だけで指定学校の変更を許可することはありませんが、これまでも個別に事情を伺う中で「身体的理由」により通学の負担軽減が必要になることから、通学距離を短縮するために指定学校の変更を許可した事例がございます。</p> <p>昨年11月に杉浦様から頂いた意見と同趣旨のご意見を頂いたこともございますが、指定学校の変更は個別の問題であるため、意見交換会という形はとりませんでした。関係の皆さんのご意見をもとに、教育委員会として検討を重ねてまいりました。</p> <p>検討結果でございますが、近年の夏場の登下校時の熱中症等のリスクを勘案し、令和8年4月入学予定者等にも適用できるよう、本年9月1日に指定学校変更等の許可基準を一部変更しました。具体的には、「指定学校までの通学距離が、中学校では5km程度以上、小学校では3km程度以上あり、隣接校に変更することで通学距離が概ね半分以下に短縮され、かつ、通学の安全上支障がない」という場合に限り、指定学校の変更を許可することとしました。これにより、開正地区は、一色中学校から寺津中学校へ指定学校変更の許可対象となり得ます。</p> <p>今後も、保護者や地域のご意見なども参考にしながら、必要な変更等には適切に対応してまいります。</p>	学校教育課	—	D	
2	一色南部・一色西部小	空き家の放置について	<p>【質問・要望】</p> <p>赤羽町内会などで、住民の高齢化に伴って空き家が問題になっています。1人暮らしの高齢者が亡くなると、その多くが空き家となり、放置されています。</p> <p>空き家は、近隣の方から苦情などがあれば、市へ情報提供し、所有者への連絡・助言・指導などを依頼していますが、苦情がなければ、町内会も空き家になっているのかどうかわからないため、対策を打てないのが現状です。そこで2点質問します。</p> <p>1 放置された空き家をなくし、住みやすい地域にするために、市はどんな対策を行っていますか。各町内会ができることは、どんなことですか。</p> <p>2 これからの空き家問題は、市と町内会が協力して取り組む必要があると思います。住民が亡くなった場合など、空き家になった可能性がある住宅について市から情報提供してもらえませんか。</p>	<p>1 住む人がいなくなり、放置された空き家が近くにあるのは、ご心配のこととお察しします。空き家は民事上の問題が多いこともあり、公益性を書する案件であるなど、行政が介入できることは限られますが、市では、所有者への連絡・助言・指導のほか、1件でも多く放置された空き家がなくなるよう、市の公式LINEや広報にしろ、市ホームページなどを活用し、空き家の危険性など注意喚起を行っております。</p> <p>町内会におかれましては、引き続き、市地域つながり課への連絡をお願いするとともに、空き家の所有者、管理人などが把握できるよう、また、所有者等と連絡できる関係性を築いていただければと思います。</p> <p>2 空き家になった可能性について、市から町内会へ情報を提供することは個人情報になりますので、できません。</p> <p>お近くにお住まいの方であれば、所有者の方に関する様々な情報をお持ちだと思いますので、町内会内で情報共有を図っていただければと思います。</p>	地域つながり課	—	D	

## 令和7年度 市長と語る市政懇談会 取組状況一覧表

<予算措置の分類>

○：予算措置あり（過年度を含む）、—：予算措置なし

<事業の実施状況の分類>

A：意見・質問等の趣旨に沿って実施したもの（一部実施を含む）、B：実現に向けて努力しているもの、C：当面は実現できないが検討課題として受けたもの、D：実現が極めて困難なもの・提言として受けたもの・現状の説明をしたもの

整理番号	地区名	意見・質問等 (題名)	意見・質問等 (内容)	市の回答	担当課	令和8年度時点の実施状況		
						予算措置	事業の実施状況	備考
3	一色南部・一色西部小	転入者の町内会への加入について	<p>【要望】 外国人や日本人の若い世代の方が引越して来たときに、町内会への加入を要請していますが、拒否されるケースが増えています。 加入してもらえなかった方は、市役所の窓口で「町内会は任意団体であり、加入するか、しないかは個人の自由」という旨の説明を受けたため、加入しなくても良いと考えているようです。地域の活動など、近所付き合いは「わずらわしい」と感じる方が増えています。 町内会への加入を要請するときは、ゴミステーションの清掃や川ざらいなどの地域美化、神社や防犯灯の維持管理の必要性について説明していますが、なかなか理解してもらえません。 市役所の窓口で転入の手続きをすするとき、町内会活動が必要な理由を説明して、町内会への加入を「推奨」してください。</p>	<p>少子高齢化や人口減少などを背景に、町内会の加入率は全国的に低下し、社会問題となっています。令和7年4月時点の西尾市における加入率は約8割と、全国平均の7割弱に比べて上回るものの、約2割の方が加入されておりません。 未加入の要因としては、若い世代や共働き世帯、及び外国人が増えたことが、町内会の加入率低下に繋がっているとされています。 町内会は、防災・防犯のみならず、環境美化、地域の交流といった行政では手の届かない様々な事柄に携わっております。特に災害時においては、ご近所の顔の分かる付き合いが、生命や財産を守る上でも有効とされています。 本市としましても、町内会に加入していただくことは「地域を守る」という観点からも必要ですので、転入や転居の際の窓口において、加入を働きかけてまいります。とりわけ、外国人住民には、町内会の存在意義や役割、及び加入の必要性について理解してもらうことが大切であると考えています。 市では、YouTubeによる外国人向けの「町内会加入」の動画配信、外国人向け情報誌の作成などを行い、災害時の安心や地域住民との繋がりが、加入のメリットを広く周知しています。 また、本市へ転入された方に対しては、加入を促すチラシを市民課、又は各支所の窓口で配布し、加入を「推奨」しています。その際、外国人に対してはベトナム語やポルトガル語など多言語に翻訳したものを渡しています。 なお、本市では町内会への通訳者の派遣は行っておりませんが、町内会からの要望があれば、地域つながり課において、地域で作成した回覧文書等の翻訳作業を行っています。 外国人との意思疎通は難しい面もありますが、市としましても、今後は、町内会における外国人の加入状況を把握し、できる限り未加入者に絞って、情報を届けることができるような施策を考えていきたいと思っております。 こういった施策を推進していくことで、外国人と地域との橋渡し役を担うキーパーソンの育成につながり、町内会への加入促進がいつそう進むことが期待されます。 最後に、町内会はいくまでも任意団体ですので、市が加入や脱会を強制することはできません。繰り返しになりますが、市民の方が安全・安心な地域で生活できるよう、町内会の重要性について、改めて意識醸成に努めてまいります。</p>	地域つながり課	—	A	
4	一色南部・一色西部小	外国人の転入について	<p>【要望】 一色四区町内会では、3年ほど前から新築住宅が増えています。購入者の多くは外国人です。 新しい家が建つと町内会への勧誘に行きますが、コミュニケーションが上手く取れません。市ではチラシの作成、ポケトークの貸し出しなどを行っているようですが、上手く伝わらず、ひどいところは居留守を使われ、住人に会うことができない状態です。 市役所で転入の手続きをすとき、町内会に加入するよう呼びかけたり、地域で言葉が通じなくて困ったときに通訳を派遣したりするようにしませんか。 現在も建築中の家が何軒もあり、こちらの購入者も外国人だと思われるため、町内会へ加入してもらえような対策をしてください。</p>					
5	一色南部・一色西部小	防災用品の備蓄について	<p>【要望】 一色南部小学校は、中外沢地区の住民の一時避難所になっており、学校がある日には児童の一時避難所としても使用される計画になっています。一色南部小学校は海拔10cmの場所にあり、校舎は屋上までの高さが約11mあります。津波ハザードマップでは1～3mの津波が来ることを想定していますので、校舎の3階や屋上に避難すれば、安全を確保できるとされています。 しかし、潮位が想定以上であったり、校舎が液状化により傾いたり、また、津波がなかなか引かなかったりということも起こりえると思われ、備蓄が不足していると感じます。 一色南部小学校に避難してきた方の命を守るためにも、備蓄品を十分に備えてください。</p>	<p>まず、津波避難の原則といたしまして、健常者は津波災害警戒区域外へ徒歩で避難していただくこととしており、津波一時待避所は高齢者や小さなお子様など遠くまでの避難が難しい要配慮者とその支援者の方が避難するために指定しているものでございますので、誤解のないようお願いいたします。 一色南部小学校は、津波一時待避所に指定しており、近隣にお住いの要配慮者とその支援者の方、また、在校中であれば児童が津波から命を守るために一時的に避難する場所であり、救助が来るまでその場で待機していただく場所でございます。 ご心配されております液状化については、校舎の傾き、沈下等は発生する可能性はございますが、国の基準に基づいた耐震性や津波にも耐えうる構造となっていることに加え、津波の高さは地震による堤防の沈下など被害が最大となるケースで1～3mと想定されていますので、5メートル以上の高さがある校舎3階や屋上部分は津波一時待避所として使用可能です。 また、備蓄については、一色南部小学校は洪水時と高潮時の避難所としても指定しており、飲料水や食料に加え携帯トイレや毛布、ブルーシートなど、避難してきた方が命を守り救助が来るまでに必要な備蓄品を津波時の想定避難者数より多く備えておりますので、よろしくお願いたします。</p>	危機管理課	—	D	

## 令和7年度 市長と語る市政懇談会 取組状況一覧表

<予算措置の分類>

○：予算措置あり（過年度を含む）、—：予算措置なし

<事業の実施状況の分類>

A：意見・質問等の趣旨に沿って実施したもの（一部実施を含む）、B：実現に向け努力しているもの、C：当面は実現できないが検討課題として受けたもの、D：実現が極めて困難なもの・提言として受けたもの・現状の説明をしたもの

整理番号	地区名	意見・質問等 (題名)	意見・質問等 (内容)	市の回答	担当課	令和8年度時点の実施状況		
						予算措置	事業の実施状況	備考
6	一色南部・一色西部小	ごみ出しのマナーについて	<p>【要望】 一色南部小校区では、新築住宅やアパートが増えています。人口が増えること自体は大変喜ばしいことですが、ごみ出しのマナーが問題になっています。マナーが悪いのは一部の方だと思いますが、西尾地区の燃えないごみの袋の中に燃えるごみと燃えないごみが一緒に入っていたり、燃えるごみの中に空き缶が入っていたりすることがあります。そのようなごみ袋は回収されませんので、町内会の役員がごみ袋を開けて再分別しています。</p> <p>ごみ出しのマナーは、町内会で「ごみの分け方・出し方ガイドブック」を配布しても改善されません。ごみ減量課に依頼して防犯カメラを設置すると、一時的には改善されますが、設置期間が3か月間限定であるため、元の状態に戻ってしまいます。</p> <p>このため、燃えるごみを出す場所を自宅の玄関前に変更してはどうですか。この方法であればしっかり分別されれば回収されませんので、自ずとごみ出しのルールも守られると思います。</p> <p>この方法に限らず、ごみ出しのマナーが守られる方法を考えて、実施してください。</p>	<p>日頃は、ごみステーションの管理に、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>現在、燃えるごみは、各地区週に2回収集しており、市が指定するごみステーションへ出していただいたものを、市が委託する事業者等が集め、クリーンセンターに搬入しています。</p> <p>市内には、約2,000か所のごみステーションがあり、朝8時30分から順に限られた時間内で各ごみステーションを回り、その日のうちに収集を完了しなければなりません。</p> <p>今回いただきましたご意見の自宅の玄関前へごみを出す形になりますと、収集箇所は膨大になります。そのため、ごみ出しマナーの対策としては一定の効果は期待できると思いますが、今の収集体制では一日のうちに全ての燃えるごみを収集することができなくなるため、費用等の問題からその導入は難しいと考えております。</p> <p>市では、ごみ出しマナー向上のための取り組みとして、町内会からのご要望により、日本語版はもとより外国語版も含めた、ごみ分別方法を周知するための掲示物や町内会員への回覧文書を作成したり、また原因者が特定できた場合には、市が直接指導を行いますので、お困りの際には、ごみ減量課にご相談ください。</p> <p>また、一部の町内会ではマナーを改善する目的で防犯カメラを設置された事例もあります。町内会が防犯カメラを設置する際には、一定の要件を満たす場合には補助金を交付しておりますので、そうした取り組みも検討してみてください。</p> <p>今後とも町内会と連携してごみ出しマナーの啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>	ごみ減量課	—	D	
7	矢田小	矢田小学校体育館 エアコン設置について	<p>【要望】 この夏も体温を上回るほどの気温が続き、夜になっても30度からなかなか下がらないことが多くありました。このような状況でも日中の学校活動に加えて、夜には地域の夏の行事として、盆踊りの練習などに矢田小体育館は使用されていました。</p> <p>また、この体育館は、選挙の投票所にもなっています。この夏の市長及び市議会議員選挙で立会人をされた方から、暑くてたまらなかったと聞きました。</p> <p>体育館を使用するたびに、熱中症にならないかととても心配しています。子供たちや地域住民が、少しでも良い環境で、学校行事や地域活動などに参加できるように、体育館にエアコンの設置を早急にお願います。</p>	<p>「体育館に空調設備を整備してほしい」という声を近年かなり多くいただいております。</p> <p>私もその必要性は十分に認識しておりますが、現在、学校では、特別教室の空調設備を優先して整備しております。これは、特別教室の利用頻度が体育館よりも高いからで、子どもファーストの考えから特別教室を優先して整備することといたしました。</p> <p>体育館の空調設備につきましては、これまでは、特別教室の整備完了後の令和10年度から整備に取りかかる計画をしておりましたが、今年も猛暑が続き、ご意見にありますとおり熱中症が心配される状況にありました。また、学校の体育館は災害時には避難所としても利用しますので、現在「整備時期」を少しでも前倒しできないか、検討しております。</p> <p>市内には、空調設備の整備が必要な学校などの体育館が全部で35施設あり、すべての施設で空調設備を整備するには多額の事業費が必要となりますが、できる限り早く整備できるよう検討をしておりますので、もうしばらくお待ちください。</p>	教育庶務課	—	B	
8	矢田小	国森町3区の路肩舗装について	<p>【要望】 上矢田工業団地から新在家に抜ける道路の交通量が増大しています。そのため、国森町3区の市道国森菱池線と市道新在家国森線が交差する辺り（永田建設の東側の市道）の路肩がへこみ、ひどい状態です。</p> <p>現在、年2回町内会で路肩の補修を行っていますが、全然補修が間に合いません。道路の北側は路肩まで舗装があるのに対し、南側はありません。</p> <p>道路の幅を広げるか、もしくは、南側の路肩まで舗装をお願いします。</p>	<p>町内会で路肩の補修を実施していただいているということで大変ありがとうございます。</p> <p>このような水田地帯の中の道路では、一般的にアスファルト舗装の外側に砕石や砂利などを使用した路盤材により路肩が形成されています。路肩には、舗装や道路自体を保護する役割があります。</p> <p>現地の状況を確認したところ、交差点付近の南側において表面が削れへこんでいる状態を確認しました。</p> <p>この箇所は、アスファルト舗装の外側の路肩部分が広いので、車両同士が交差する際の退避スペースとして、この路肩部分が使用されていると推測いたします。</p> <p>対応策として、必要な路肩部分を確保したうえで、残った部分はアスファルト舗装により補修をしてまいります。この方法により、路肩部分の崩れやへこみが解消されると思います。</p> <p>なお、現時点で、道路の幅を広げることについては考えておりませんので、ご理解をお願いします。</p> <p>また、交差点北側付近においても路肩や法面が崩れ狭くなっている状況も確認しましたので、併せて補修をしてまいります。</p> <p>交差点南側付近の舗装及び北側の法面について補修工事は施工済みです。</p>	土木課	—	A	

## 令和7年度 市長と語る市政懇談会 取組状況一覧表

<予算措置の分類>

○：予算措置あり（過年度を含む）、—：予算措置なし

<事業の実施状況の分類>

A：意見・質問等の趣旨に沿って実施したもの（一部実施を含む）、B：実現に向け努力しているもの、C：当面は実現できないが検討課題として受けたもの、D：実現が極めて困難なもの・提言として受けたもの・現状の説明をしたもの

整理番号	地区名	意見・質問等 (題名)	意見・質問等 (内容)	市の回答	担当課	令和8年度時点の実施状況		
						予算措置	事業の実施状況	備考
9	矢田小	新在家公民館 井戸掘削について	【要望】 近年、南海トラフ地震が懸念されている中、防災の備えとして避難所の整備は重要課題です。 矢田小学校区の中でも新在家町には災害時に使用できる井戸が無く、水などの救援物資が届くまで自力で対応するのは困難ではないかと思えます。 そこで、防災の観点から、新在家公民館敷地内に緊急時に使用できる井戸の掘削をお願いします。	災害時の飲料水や生活用水の確保につきましては、給水車での応急給水が始まるまで、指定避難所などに備蓄している飲料水に加え、防災用井戸や飲料水兼用耐震性貯水槽、さらには配備している浄水機も活用して対応することとしており、矢田小学校区でございますと、新在家町が避難所として使用する矢田小学校に防災用井戸があり、矢田公園には100トンの飲料水兼用耐震性貯水槽がございますので災害時にご活用いただきたいと思いますと考えております。 そのため、現時点では地域の公民館などに井戸を設置する計画はございませんが、生活水の確保を補完するものとしたしまして、災害時協力井戸の登録制度を設けております。 災害時協力井戸は、個人等が所有する井戸を災害時に生活用水として使用できるよう事前に登録いただく制度です。現在市内で約400件の登録があり、矢田小学校区では上矢田町と下矢田町に各3件、これに加えて今年新たに新在家町で2件新規登録していただきましたので合計8件となりますが、全ての町内会に登録があるわけではございませんので、校区全体で協力して使用する体制づくりを進めていただきますようお願いいたします。また、他にも協力いただける井戸がございましたら、是非追加登録をお願いしたいと思います。 飲料水は家庭での備蓄も非常に重要でございます。日頃からの備えもよろしくお願いいたします。	危機管理課	—	D	
10	矢田小	矢田公園について	【要望・提案】 市内には、多数の公園がありますが、市はどんな目的で公園をつくられたのでしょうか。私たちの地区には、矢田公園がありますが、公園としての機能を果たしているか、疑問です。 私が考えるに、公園とは自然と触れ合えたり、遊んだり、あるいは、休憩をしたりといういろいろな活用ができる皆さんに居心地の良い場所です。市には、このような魅力的な公園づくりに尽力していただきたいと思えます。 そこで、要望ですが、公園内の樹木の剪定や雑草の駆除を定期的に実施し、美観を維持していただきたい。特に、夏は伸びるのが早いので、回数を増やして対応していただきたいです。 それから、ボール遊びが禁止状態のままです。子供たちが、道路でボール遊びをしているところをよく見かけます。早く公園でボール遊びができるように環境を整えてください。お願いします。 ボール遊びを解禁するための提案ですが、監視員を置いて、ボールがフェンスを越えたり、他の人に当たったりしないように、注意や遊び方の指導をしたら良いのではないのでしょうか。	公園をつくる目的としては、高須様が話されたように、自然と触れ合えたり、遊んだり、休憩などをやる場所であり、誰もが自由に使うことが出来る居心地の良い場所であると市も認識をしておりますので、このような公園づくりを心掛けてまいりたいと思えます。 今回は、要望2点と提案1点をいただいておりますので、まずは、要望からお答えします。 1点目の公園内の樹木の剪定や雑草の除去の定期的な実施ですが、樹木の剪定や除草作業については、年間を通してシルバー人材センターに業務委託しております。 これらの作業については、利用者の方々に少しでも快適に利用してもらえるように作業時期などを調整し、実施しているところでありますが、現状として十分に対応できているとは言えない状況であります。委託作業の回数を増やせばよいのですが、限られた予算の範囲では困難であります。 そこで、環境部と連携をとり、道路の草刈りや清掃などを行う環境部職員で構成する衛生班の作業範囲を、公園まで広げる取り組みを試行的に始めております。今後は、委託で行う作業に市の職員で行う作業も加え、適正な公園管理に努めていきたいと考えております。 2点目のボール遊びの解禁についてのご要望ですが、ボール遊びを禁止とした理由として、公園からネットを超えて外に飛び出たボールにより、建物や車への被害が頻繁に発生し、注意喚起の看板設置などによる対策では状況が改善しなかったことに加え、町内会から改めてボール遊び禁止の依頼があったため、禁止といたしました。 この様な過程を経てボール遊びを禁止としましたが、利用者の方々からは、ボール遊び再開を要望するご意見を多くいただいております。  現在は、ボール遊びの再開に向けた公園利用の新たなルールなどの検討に併せて、地元関係者との調整も進めているところです。 地元関係者との調整内容として、フェンス沿いへの植栽及び園内通路の設置やボール遊びが可能なエリアを設定することにより、少しでもフェンスから離れて遊ぶような対策を考えております。 市としても公園施設が、本来の目的に沿った形で利用できるように、少しでも早い時期のボール遊びの再開に努めてまいりますが、公園を主に利用される地元の皆さまの公園利用に対する合意形成も重要になると感じておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 次に、ご提案をいただいた監視員の配置については、ボール遊び解禁の一つの案になると思えますが、他の都市公園との整合性や、監視員の配置にかかる人件費を含めた費用負担を考慮すると、この案を実施することは困難であります。 しかしながら、公園の安全利用に向けては、何らかの対策が必要であり、これを行政の力だけで行うことは難しいことから、行政と地域が協力して、公園利用の新たなルールや見守りの体制などを考えて行く必要があると感じておりますので、地域の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。 また、他の自治体における監視体制や取り組みなどについて情報を収集し、それを参考にルール策定などを進めてまいりたいと考えております。	公園緑地課	○	A	